

【別添】

農地法第3条調査書

議案第 11 号 整理番号 1 番

所有権移転 賃貸借・使用貸借

譲受人・借受人	譲渡人・貸付人	作成者
		辻 均
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。	する ・ しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	・譲受人は個人であり、適用なし。	する ・ しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないので適用なし。	する ・ しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する ・ しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を超える。	する ・ しない
第2項第6号 (転貸禁止)	・許可申請に係る農地は貸人の所有農地であり転貸には当たらない。	する ・ しない
第2項第7号 (地域調和)	・申請地は以前から譲受人が耕作していたこと、譲受人はこれまでどおり耕作していく計画であること等から、本件の権利取得により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な支障は生じないものと考えられる。 農業委員辻均が調査を行い、問題無いことを確認した。	する ・ しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第 11 号 整理番号 2 番

所有権移転・賃貸借・使用貸借

譲受人・借受人	譲渡人・貸付人	作成者
		野中 秀人
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。	する ・ しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	・譲受人は個人であり、適用なし。	する ・ しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないので適用なし。	する ・ しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する ・ しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を超える。	する ・ しない
第2項第6号 (転貸禁止)	・許可申請に係る農地は貸人の所有農地であり転貸には当たらない。	する ・ しない
第2項第7号 (地域調和)	・申請地は従来通り譲受人が耕作していく計画であること等から、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な支障は生じないものと考えられる。 なお、2月24日農業委員野中秀人が調査を行った。	する ・ しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第 11 号 整理番号 3 番

所有権移転・賃貸借・使用貸借

譲受人・借受人	譲渡人・貸付人	作成者
		佐藤 和
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。	する ・ <u>しない</u>
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	・譲受人は個人であり、適用なし。	する ・ <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	・信託ではないので適用なし。	する ・ <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する ・ <u>しない</u>
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を超える。	する ・ <u>しない</u>
第2項第6号 (転貸禁止)	・許可申請に係る農地は貸人の所有農地であり転貸には当たらない。	する ・ <u>しない</u>
第2項第7号 (地域調和)	・貸し人が経営移譲年金を受給するための案件である。申請地は借り人これまでどおり耕作していく計画であること等から、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な支障は生じないものと考えられる。 農業委員佐藤和が調査を行い、問題無いことを確認した。	する ・ <u>しない</u>

【別添】

農地法第3条調査書

議案第 11 号 整理番号 4 番

所有権移転・賃貸借・使用貸借

譲受人・借受人	譲渡人・貸付人	作成者
		高橋 政敏
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。	する ・ <u>しない</u>
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	・譲受人は個人であり、適用なし。	する ・ <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	・信託ではないので適用なし。	する ・ <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する ・ <u>しない</u>
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を超える。	する ・ <u>しない</u>
第2項第6号 (転貸禁止)	・許可申請に係る農地は貸人の所有農地であり転貸には当たらない。	する ・ <u>しない</u>
第2項第7号 (地域調和)	・申請地ではこれまで貸し人が水稻の栽培を行っていたこと、借り人は引き続き水稻の栽培を計画していること等から、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な支障は生じないものと考えられる。 なお、2月27日に農業委員高橋政敏が貸し人と現地調査を行い、周辺農地の利用状況等を確認した。	する ・ <u>しない</u>